

奈良県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高木 猛	橿原市四条町七〇〇
〃	前川 昌弘	〃 三五六
〃	喜多 一吉	〃 五〇九
〃	中谷 知宏	大阪市阿倍野区天王寺町南三―八―二二
〃	辰巳 嘉尉	橿原市四条町五〇六
〃	宮下 啓一	〃 四八〇―二
監事	高木 寛	〃 四九〇―一
〃	浅田 昭史	〃 五〇七・五〇八
〃	宮下 茂	〃 六七八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松井 光男	橿原市四条町二〇二
〃	卜部 浩則	奈良市朱雀三―一五―一―四―一〇一
〃	中山 健志	大阪市阿倍野区松崎町二丁目三―八〇四
〃	浅田 昭史	橿原市四条町五〇七・五〇八
〃	辰巳 博康	〃 六六二―三
〃	高木 慶治	〃 七一三
監事	高木 寛	〃 四九〇―一
〃	高木 俊治	〃 五一五
〃	松本 全広	〃 六七一―七